

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成26年7月18日提出
【計算期間】	第8期（自 平成25年4月23日 至 平成26年4月21日）
【ファンド名】	日興メロン・グローバル・カレンシー・オープン （以下、「当ファンド」といいます。）
【発行者名】	B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岸本 志津
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館
【事務連絡者氏名】	明石 晃仁
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館
【電話番号】	03（6756）4725
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンド「日興メロン・グローバル・カレンシー・オープン」は、ケイマン諸島籍の円建ての外国投資信託である「メロン・オフショア・ファンズ - 日興グローバル・カレンシー・ファンド（円建てファンド・オブ・ファンズ専用クラス）」（ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。）および国内の証券投資信託である「B N Yメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」に投資し、日本円短期金利を上回る投資成果を目指します。

ファンドの基本的性格

当ファンドの商品分類および属性区分は、下記の表のとおりです。

（注）一般社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分の詳細については、同協会ホームページをご覧ください。

<http://www.toushin.or.jp/>

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式 債券	インデックス型
	海外	不動産投信	
追加型投信	内外	その他資産 (通貨)	特殊型 (絶対収益追求型)
		資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

* 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

* 内外：目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

* その他資産（通貨）：目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に通貨を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

* 特殊型：目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいい、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)			ブル・ベア型
	年2回	日本			条件付運用型
年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()		
年6回 (隔月)	欧州				
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア			絶対収益 追求型
	日々	オセアニア	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	
不動産投信	その他 ()	中南米			
その他資産 (投資信託証券)		アフリカ			
資産複合 ()		中近東 (中東)			その他 ()
	資産配分固定型	エマージング			

資産配分変更型					
---------	--	--	--	--	--

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

- * その他資産（投資信託証券）：目論見書または投資信託約款において、投資信託証券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
- * 年1回：目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
- * グローバル（日本を含む）：目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- * ファンド・オブ・ファンズ：一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
- * 為替ヘッジなし：目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
- * 絶対収益追求型：目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいい、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されるため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（その他資産（通貨））とは異なります。

信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

ファンドの特色

当ファンドは、主としてケイマン諸島籍の円建ての外国投資信託である「メロン・オフショア・ファンズ - 日興グローバル・カレンシー・ファンド（円建てファンド・オブ・ファンズ専用クラス）」（ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。）および国内の証券投資信託である「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」に投資することにより日本円短期金利を上回る投資成果を目指し、中長期的な資産の成長を目指します。

以下の内容は、主に投資する「メロン・オフショア・ファンズ - 日興グローバル・カレンシー・ファンド（円建てファンド・オブ・ファンズ専用クラス）」に関するものです。

ファンドの特徴

1) 世界の主要通貨※1を投資対象とし、絶対収益を目指すファンドです。

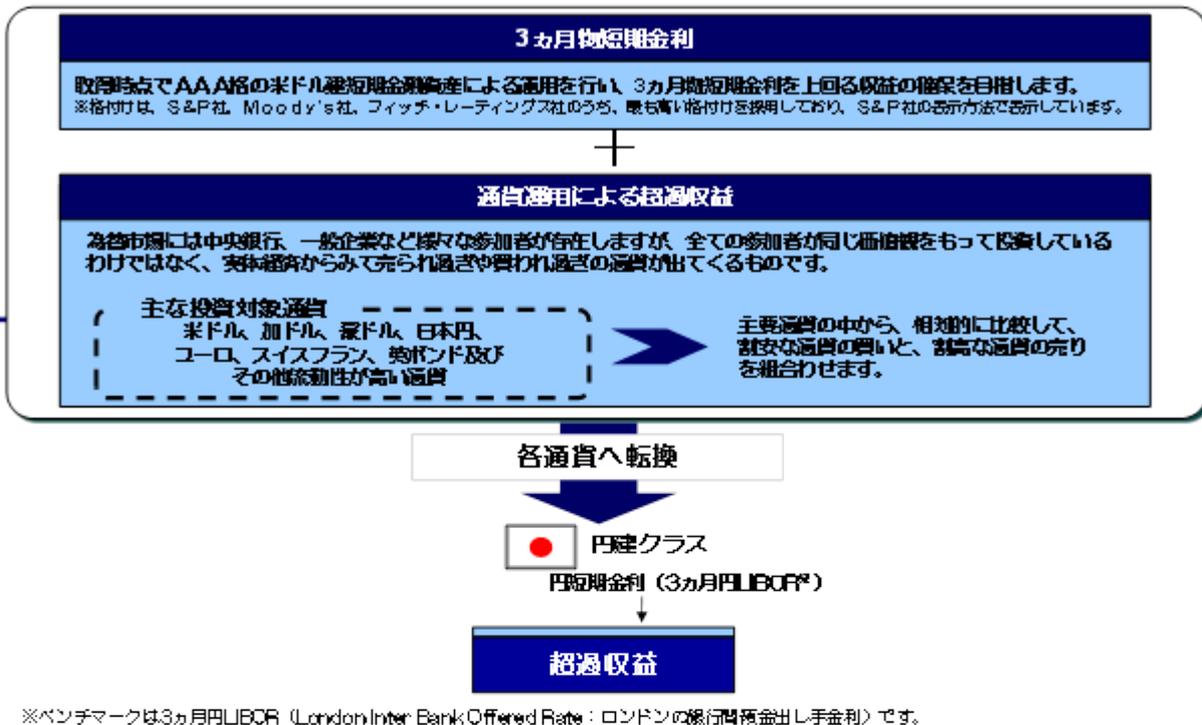
※1 現在、ファンドは、主に、通貨の運用および短期金融商品「米ドル建短期金融資産」への投資を行っています。

2) 世界の主要通貨を投資対象として、日本円短期金利を上回る投資成果を目指します。

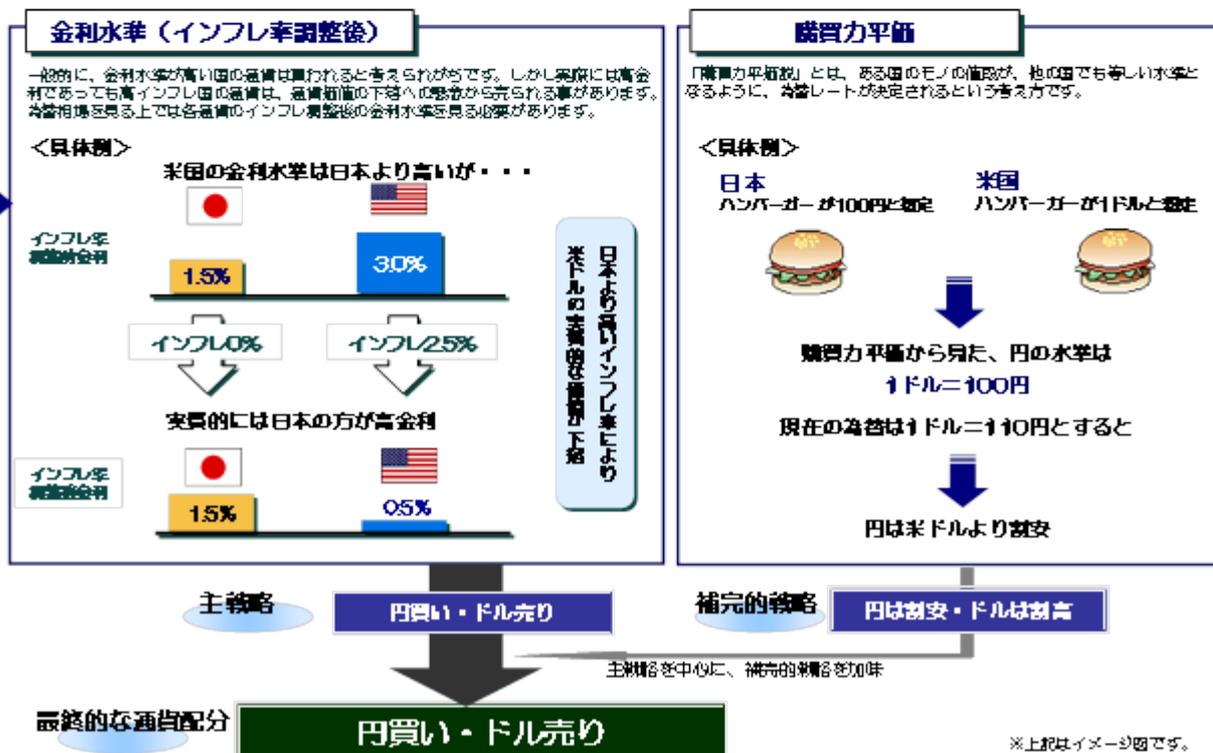
3) 運用は、通貨運用において豊富な経験を有するメロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション※2が担当します。

※2 ファンドの債券および通貨の運用に関する相談については、副投資運用会社であるメロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーションに委託されています。

主要投資先ファンドの運用手法



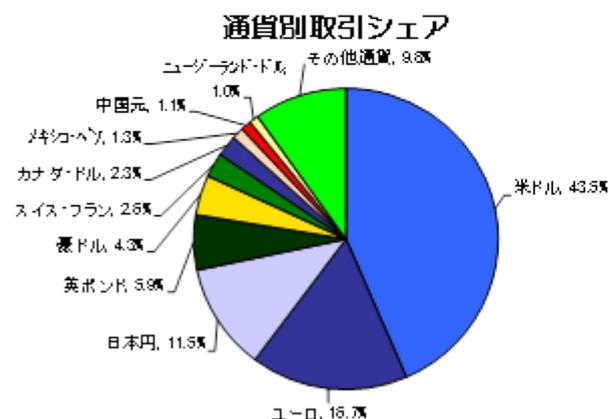
グローバル通貨運用の一例（円と米ドルのみの場合）



流動性の高い外国為替市場

外国為替市場の規模は1日平均で6兆米ドル超、約680兆円。
1日の取引額は日本のGDPの1.4倍に相当する非常に大きな市場です。
世界最大の市場はロンドン市場。1日平均2兆7,260億米ドルで、
全体の約41%のシェアを占めています。

出所：国際通貨基金 World Economic Outlook April 2014
国際決済銀行（2013年9月、データは2013年4月時点の速報値）

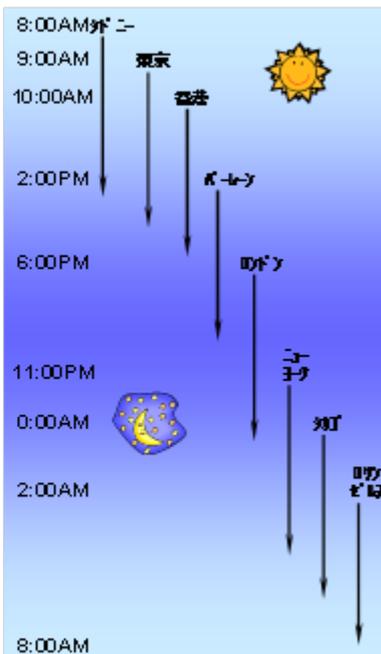


通貨別に取引シェアを見ると、主要10通貨の取引で、全体のシェアの約9割を占めていることが分かります。

出所：国際決済銀行（2013年9月、データは2013年4月時点の速報値）

※比率の値は小数点以下第二位を四捨五入しており、四捨処理の影響で足し合わせても100%にならないことがあります。

各国の外国為替市場の取引開始時間（日本時間）



外国為替市場は24時間必ずどこかの国でマーケットが開いています。

メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーションについて

- ◆メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーションは、総合金融会社であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション傘下の資産運用会社の1つで、1983年に設立されました（本社サンフランシスコ）。同社は、機関投資家を主な顧客とし、為替のオーバーレイ運用を含むタクティカル・アセット・アロケーションやインデックス運用に強みを持っています。
- ◆同社の設立者の一人であるウィリアム・ファウゼは、ペンションズ&インベストメンツ誌の“Men of the Century（20世紀の投資を変えた男達）”（1999年）の特集に投資の世界を変えた10名の功績者の内の1名として、著名な投資家であるウォーレン・バフェット氏やノーベル賞受賞者のウィリアム・シャープ氏と共に選ばれています。
- ◆同社の資産残高は2014年3月末時点で約3,568億米ドル（約37兆円*）にのびります。

※1米ドル=102.92円で換算

(2) 【ファンドの沿革】

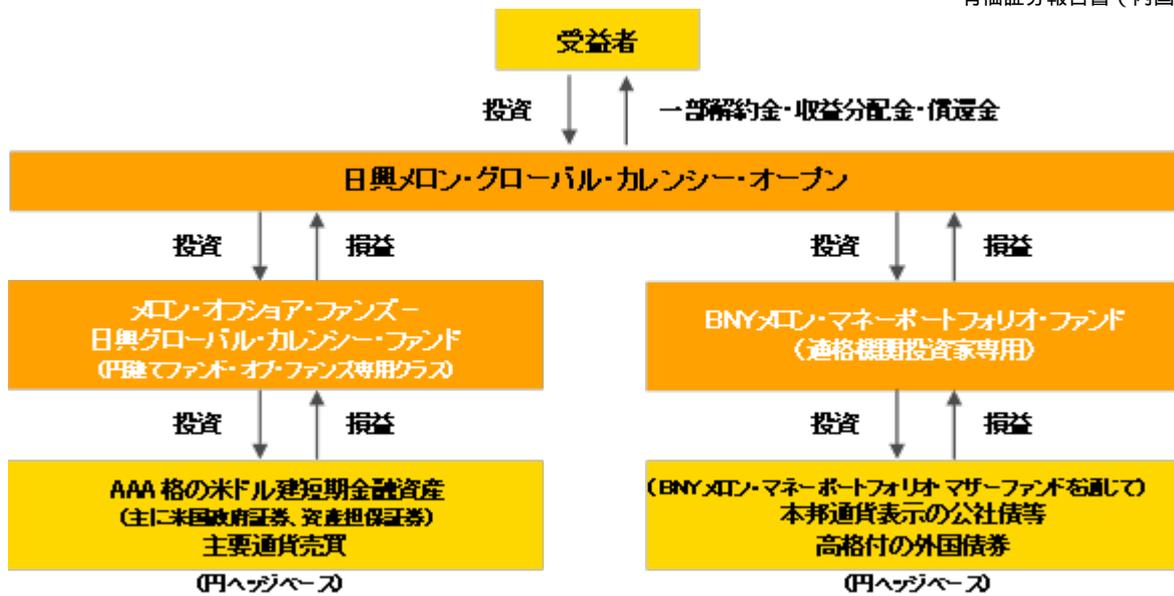
平成18年5月8日 信託契約締結、当初設定、運用開始
平成19年1月4日 投資信託振替制度へ移行
平成22年7月20日 重要な約款変更の適用

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託を投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。ファンド・オブ・ファンズとは、受益者からの資金を当ファンド（日興メロン・グローバル・カレンシー・オープン）にて取りまとめ、その資金を投資対象である投資信託（メロン・オフショア・ファンズ - 日興グローバル・カレンシー・ファンド（円建てファンド・オブ・ファンズ専用クラス）およびB N Yメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用））に投資をし、実質的な運用を各投資信託で行う仕組みです。

ファンドストラクチャー

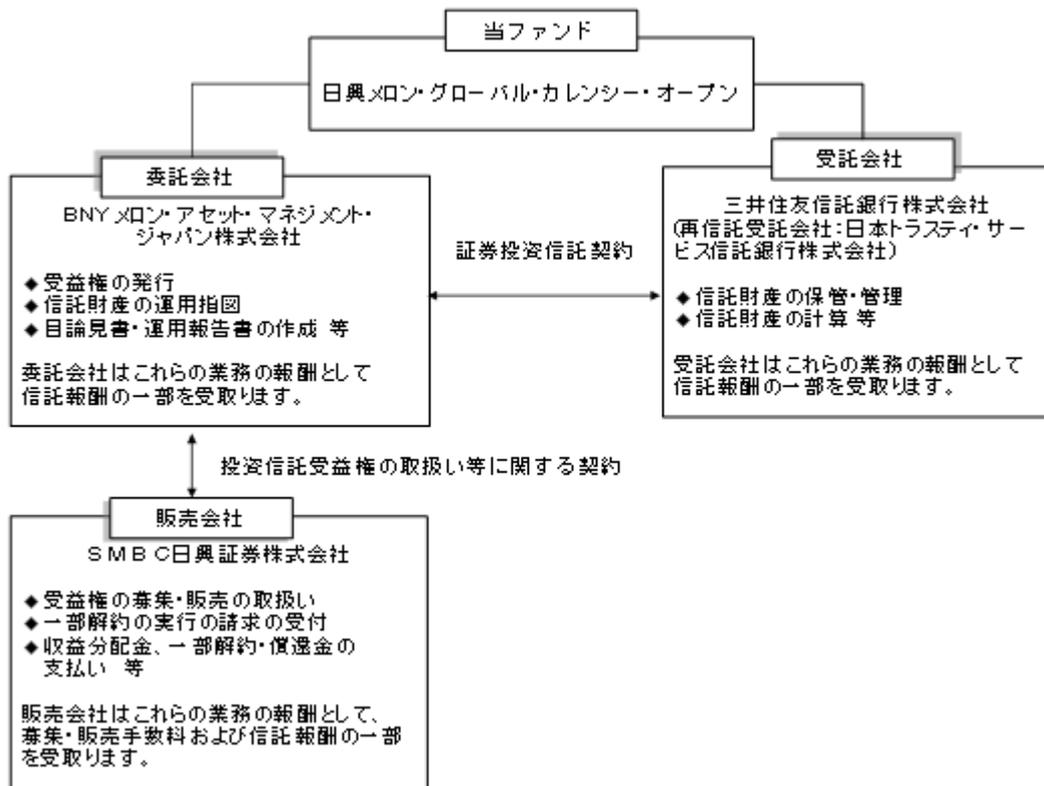


ファンドの関係法人

当ファンドの関係法人とその名称、関係業務および運営の仕組みは、次のとおりです。

- B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（「委託会社」）**
当ファンドの委託会社として、当ファンドの受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。
- S M B C日興証券株式会社（「販売会社」）**
当ファンドの販売会社として、当ファンドの受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約・償還金等の支払い等を行います。
- 三井住友信託銀行株式会社（「受託会社」）**
（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
当ファンドの受託会社として、当ファンドの信託財産の保管・管理、信託財産に関する計算等を行います。

ファンドの関係法人



委託会社の概況

- a . 名称
B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
- b . 本店の所在の場所
東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号 丸の内トラストタワー本館
- c . 資本金の額（平成26年6月末現在）
7億9,500万円
- d . 委託会社の沿革
- | | |
|-------------|--|
| 平成10年11月 6日 | ドレイファス・メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社設立 |
| 平成10年11月30日 | 投資顧問業者の登録 関東財務局長 第828号 |
| 平成11年12月 9日 | 投資一任契約にかかる業務の認可取得 金融再生委員会第21号 |
| 平成12年 1月 1日 | 会社名をメロン・アセットマネジメント・ジャパン株式会社に変更 |
| 平成12年 5月18日 | 証券投資信託委託業の認可取得 金融再生委員会第28号 |
| 平成13年10月 1日 | 会社名をメロン・グローバル・インベストメンツ・ジャパン株式会社に変更 |
| 平成19年 9月30日 | 金融商品取引法の規定に基づく登録
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第406号 |
| 平成19年11月 1日 | 会社名をB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に変更 |
- e . 大株主の状況（平成26年6月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
B N Yメロン・インベストメント・マネジメント（A P A C）ホールディングス・リミテッド	英国 EC4V 4LA ロンドン、 クィーンビクトリアストリート 160、ザ・バンク・オブ・ニュー ヨーク・メロン・センター	15,900株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資方針

当ファンドは、投資信託証券を主要投資対象とし、信託財産の着実な成長を図ることを目標に運用を行います。

投資信託証券の選定にあたっての方針

B N Yメロン・グループに属する運用会社がそれぞれ得意とするプロダクトの中から、当ファンドの基本方針に適合した運用手法のファンド（中長期的に絶対収益を追求することを目標とする投資信託証券）を選定し、当該ファンドを中心に投資するとともに、余資運用の対象として安定運用を基本とするファンドに投資することとしております。

（注）「絶対収益を追求する」とは、市場の変動に左右されない収益の追求を目標とするもので、必ず収益を得ることができるということではありません。

運用方法

a . 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

b . 投資態度

- 主として、以下の投資信託の受益証券に投資し、日本円短期金利を上回る投資成果を目指します。
 - ・ケイマン籍の円建ての外国投資信託である「メロン・オフショア・ファンズ - 日興グローバル・カレンシー・ファンド（円建てファンド・オブ・ファンズ専用クラス）」（ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。）
 - ・国内の証券投資信託である「B N Yメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」
- 3ヵ月円LIBORをベンチマークとし、これを上回る運用成果を目指します。
- 「メロン・オフショア・ファンズ - 日興グローバル・カレンシー・ファンド（円建てファンド・オブ・ファンズ専用クラス）」受益証券への投資は、設定当初および追加・解約対応時等を除き、原則として高位を維持することを基本とします。
- 資金動向ならびに市況動向によっては、上記のような運用ができない場合やファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(2)【投資対象】

投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）

- イ．有価証券
 - ロ．金銭債権
 - ハ．約束手形
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
- イ．為替手形

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてケイマン籍の円建て外国投資信託である「メロン・オフショア・ファンズ - 日興グローバル・カレンシー・ファンド（円建てファンド・オブ・ファンズ専用クラス）」および国内の証券投資信託である「B N Yメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、以下「投資信託証券」といいます。）の受益証券に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 2．コマーシャル・ペーパー
- 3．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1．および2．の証券または証書の性質を有するもの
- 4．外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、1．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、商工組合中央金庫法第33条の2に規定する短期商工債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債および農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債をいいます。）への投資、ならびに現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で上記5．の権利の性質を有するもの

金融商品による例外的な運用指図

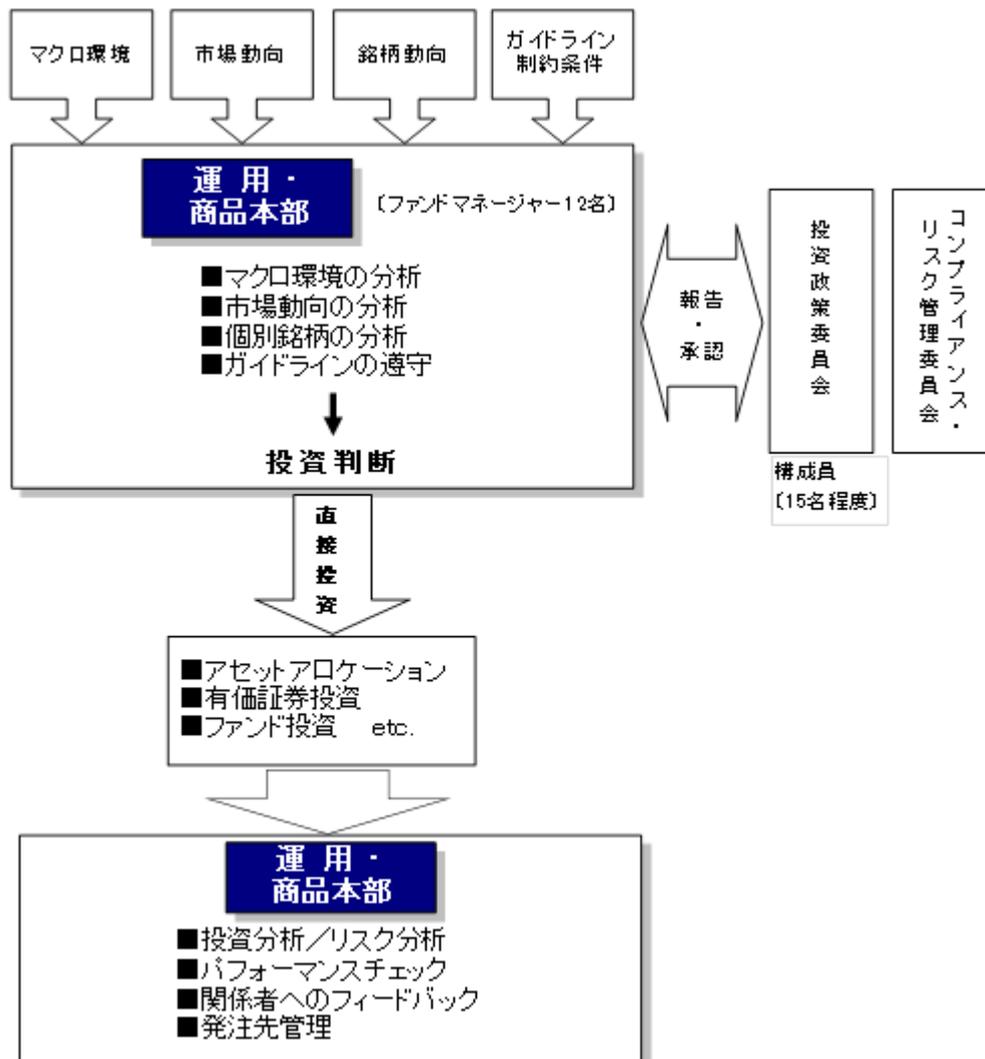
上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

当ファンドに関する委託会社の運用体制

- ・ 原則として毎月2回開催される投資政策委員会において、当ファンドの運用計画案の審議を行うとともに、当ファンドの運用が、ファンドの投資基本方針、投資対象および投資制限に沿う形で行われているか、遵守状況の確認等を行います。
- ・ 同委員会では、併せて運用にかかる法令および運用ガイドライン等の遵守・違反発生状況、改善後の状況等がコンプライアンス・オフィサーより報告され、必要に応じて関係部署に対し改善指示を行います。

（下記「3 投資リスク」の「（2）リスク管理体制」と併せてご参照ください。）



- a. 運用・商品本部では、マクロ景気動向、各資産の市場動向、個別銘柄の動向に関して調査、分析を行い、これらをもとに投資を行います。
- b. 投資信託に対する投資を行う場合は、ポートフォリオ全体から見た投資の適切性および投資信託の相対的な優位性等を検討した上で、これを実施します。
- c. 運用モニタリングにおいて、運用ガイドラインの遵守状況、また、これに定められた制約条件に沿った運用が確行されていることを確認します。
- d. 運用計画、発注先の評価、その他運用に関し付議すべき事項に関しては、投資政策委員会に付議され、運用実績、ガイドラインの遵守状況、ファンド運営に関する過誤の有無、発注実績等については、報告事項として投資政策委員会で報告されます。また、これらについてのコンプライアンス上の事項に関しては、コンプライアンス・リスク管理委員会に付議され、あるいは報告されます。
- e. 運用・商品本部では、運用の結果である、運用実績、ポートフォリオの状況等についてモニタリングを実施し、評価および発注状況の管理等を実施します。
- f. 必要に応じてファンドの運用者に対するデューディリジェンスを定期的の実施します。

社内規程

以下の規程等に基づき運営しております。

- ・「投資政策委員会」運営規程
- ・コンプライアンス・リスク管理委員会規程
- ・ファンド・マネージャー服務規程
- ・投資信託財産として有する株式に係る議決権の行使に関する規程

受託銀行に関する管理体制について

信託財産の管理業務の遂行能力として、受託銀行の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証し、定期的な資産残高照合等を通じて業務が適切に遂行されているかの確認を行います。また、内部統制報告書を定期的に入手し、報告を受けています。

（注）上記の運用体制は平成26年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考）メロン・キャピタル社の運用体制

当ファンドの実質的な運用は、主要投資対象である投資信託証券にて行います。その投資信託証券の一つである「メロン・オフショア・ファンズ - 日興グローバル・カレンシー・ファンド（円建てファンド・オブ・ファンズ専用クラス）」の運用は、「メロン・キャピタル社」が行います。

カレンシー・チーム運用体制



（注）上記の運用体制は平成26年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

（4）【分配方針】

収益分配方針

年1回の決算時（毎年4月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。なお、長期的に信託財産の成長を追及する観点から、収益分配を行わないことがあります。
- 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」または「税」といいます。）に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

- b. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- c. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。
- 収益分配金は、決算日において振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。
- 「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税金を差引いた後、決算日の翌営業日に、無手数料で自動的に再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- （確定拠出年金制度にかかる受益者に対する課税はありません。）
- 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

（5）【投資制限】

当ファンドの信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- a. 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- b. 同一銘柄の投資信託証券（ファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることを目的とするものを除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。
- c. 株式への直接投資は行いません。
- d. 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- e. デリバティブの直接利用は行いません。
- 信託約款上のその他の投資制限
- a. 公社債の借入れ
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図をするものとします。
 2. 上記1.の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 4. 上記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払います。
- b. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- c. 外国為替予約取引の指図
- 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- d. 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図
- 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
- e. 再投資の指図
- 委託会社は、上記d.の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
- f. 資金の借入れ
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還によ

る受取りの確定している資金の額の範囲内とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支払います。

g. 受託会社による資金の立替え

1. 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
2. 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
3. 上記1. および2. の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議により、そのつど別にこれを定めます。

その他法令上の投資制限

- a. 委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。（金融商品取引業等に関する内閣府令）
- b. 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。（投資信託及び投資法人に関する法律）

【参考情報】投資する投資信託証券およびその概要（平成26年6月末現在）

1. メロン・オフショア・ファンズ - 日興グローバル・カレンシー・ファンド（円建てファンド・オブ・ファンズ専用クラス）

(1) 概要

形態	ケイマン諸島籍 / オープン・エンド型契約型外国投資信託
ファンド名	メロン・オフショア・ファンズ - 日興グローバル・カレンシー・ファンド（円建てファンド・オブ・ファンズ専用クラス）
投資対象	（通貨） MSCIワールド・インデックス構成通貨については原則投資可能とします。 主な投資対象通貨は、流動性の高い主要7通貨（日本円、米ドル、カナダドル、豪ドル、英ポンド、ユーロ、スイスフラン）およびその他の通貨で流動性の高い通貨とします。 （債券） ・AAA格の短中期債を投資対象とします。 ・ABS、CMO、MBSやCP、NOTEへの投資を可能とします。
運用方針	AAA格の短中期債で運用する「基本ポートフォリオ部分」と通貨運用による収益の上乗せを追求する「グローバル通貨資産運用部分」から構成され、絶対リターンをあげることを目標とします。 基本ポートフォリオ部分については、AAA格の短中期債（ABSなど）に投資を行い、通貨運用部分については、流動性が高い主要7通貨（日本円、米ドル、カナダドル、豪ドル、英ポンド、ユーロ、スイスフラン）およびその他の通貨で流動性が高い通貨により、強気の見通しを持つ通貨の買いと、弱気の見通しを持つ通貨の売りを組み合わせた取引を複数行うことにより、全体として、3ヵ月円LIBORを上回る収益獲得を目指します。
管理会社	B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド
投資運用会社	B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
副投資運用会社	メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション

- (注)「メロン・オフショア・ファンズ - 日興グローバル・カレンシー・ファンド(円建てファンド・オブ・ファンズ専用クラス)は、複数のファンドで構成されるメロン・オフショア・ファンズ・シリーズ(「本トラスト」といいます。)の一つです。
- (2) 基本方針
この投資信託は、積極的な通貨の運用ならびに米財務省短中期債、資産担保証券および金融市場商品への投資により、中期から長期の期間を通して信託財産の成長を目指し運用を行います。
- (3) 投資対象
MSCIワールド・インデックス構成通貨については原則投資可能とします。主な投資対象通貨は、流動性の高い主要7通貨(日本円、米ドル、カナダドル、豪ドル、英ポンド、ユーロ、スイスフラン)およびその他の通貨で流動性の高い通貨とします。
アメリカ財務省短期および中期証券、政府系機関債務、資産担保証券および不動産担保証券を含む証券化商品、ならびにモーゲージ担保債務証券を(これらに限定することなく)含め、マグロウ・ヒル社の一部門であるスタンダード&プアーズ社によるAAA(または同等の格付け)の格付けを有する短期から中期の米ドル建て債務証券に投資します。
- (4) 投資態度
AAA格以上の米ドル建てのアセット・バック証券(ABS、CMBS、MBS等)等への投資を通じて、3ヵ月円LIBORを上回る投資成果を目指します。
通貨オーバーレイ戦略はMSCIワールド・インデックスに含まれる各国の公式通貨の店頭為替先渡予約におけるショート・ポジションおよびロング・ポジションによる投資にも用いられます。
- (5) 投資制限
本トラストが、純資産価額の100%を超える価値の証券を引渡すことを要求されることとなる場合、または単一の発行体により発行されている、純資産価額を10%を超える価値の証券を引渡すことを要求されることとなる場合、本トラストは現物証券の空売りを行わないものとします。
本トラストにより保有されているいずれか一社が発行する同一種類の有価証券の総数は、管理会社により管理されているその他すべての投資ファンドにより保有されているかかる同一種類の有価証券の総数と合算した場合、当該会社の発行する同一種類の有価証券の総数の50%を超えないものとします。
本トラストは、随時改訂もしくは代替される日本証券業協会が定める外国投資信託受益証券の選別基準に基づき、私募の形態で発行された有価証券、いずれの金融商品取引所にも上場していない有価証券、または、即時に売却できない有価証券に投資する場合、当該投資対象の価格の透明性を確保するために適切な措置がとられているものとします。
本トラストは、土地または建物(またはそれらに付随するものすべてのオプションもしくは権利を含むが、不動産会社の株式は除く。)に投資をしないものとします。
本トラストは貸付を行いません。ただし、投資対象の購入または預金は貸付を構成するような場合は除きます。
本トラストは、借入金に関して、いかなる者の債務または負債も引受けず、保障せず、もしくは裏書を行わず、その他直接的または偶発的にかかる債務または負債を負担せずもしくはこれに関して責任を負わないものとします。
投資の結果として、本トラストの資産価値の50%を超える資産が、日本の金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含む)に規定される「有価証券」の定義に含まれない資産を構成することになる場合、いかなる投資または投資対象も購入され、行われ、または追加されないものとします。
本トラストは現物商品、商品にかかるオプションまたは商品に基づく投資対象に投資しないものとします。
本トラストは会社に対する法律上または経営上の支配を得ることを目的として、いかなる会社にも投資しないものとします。ただし、副投資運用会社(メロン・キャピタル社)は、本トラストを代理して、本トラストが取得した有価証券に関して一切の権利を行使することができます。
- (6) その他
沿革
平成18年5月8日設定
信託期間
実質、無期限
計算期間
原則として4月1日から翌年3月31日までとします。
収益分配方針
副投資運用会社が決定した場合は、半年毎に分配が行われることがあります。
申込手数料
申込手数料はかかりません。
管理報酬等

純資産総額に対して年率0.51%を乗じて得た額です。（うち、管理報酬：0.45%、管理事務代行報酬：0.06%）

その他の費用

そのほかに受託報酬および一定の料率の保管報酬がかかります。

2. BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）

（1）概要

形態	適格機関投資家私募／契約型 追加型／国内／債券（FOF専用）
ファンド名	BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）
委託会社	BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
投資対象	「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券への投資を通して、主として本邦通貨表示の公社債等（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債、ユーロ円債、短期金融商品等）および高格付の外国債券（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債、短期金融商品等）に投資をします。なお、公社債等他の有価証券または金融商品に直接投資を行うことがあります。
運用方針	<p>実質的な運用はマザーファンドで行います。 当該マザーファンドの運用方針は、以下のとおりです。</p> <p>主として、本邦通貨表示の公社債等（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債、ユーロ円債、短期金融商品等）および高格付の外国債券（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債、短期金融商品等）に投資をし、安定した収益の確保を目指します。</p> <p>外貨建資産については、原則としてフルヘッジを行い、為替水準の変動による基準価額の変動を低減させることを目指します。</p> <p>市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。</p>

（2）基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保を図ることを目指して運用を行うことを基本とします。

（3）投資対象

「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。なお、公社債等他の有価証券または金融商品に直接投資を行うことがあります。

マザーファンドにおいては、本邦通貨表示の公社債等および高格付の外国債券に投資します。

（4）投資態度

マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目標として運用を行うことを基本とします。

マザーファンドへの投資を通じて、主として本邦通貨表示の公社債等（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債、ユーロ円債、短期金融商品等）および高格付の外国債券（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債、短期金融商品等）に投資をし、安定した収益の確保を目指します。

市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（5）投資制限

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

株式への実質投資割合は、転換社債の転換請求ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得した株券等に限るものとし、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

マザーファンドの受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

有価証券先物取引等は、効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため行うことができます。

スワップ取引、金利先渡取引および為替先渡取引等は、効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため行うことができます。

（6）その他

沿革

平成22年1月12日設定

信託期間

原則として無期限です。

計算期間

原則として毎年1月18日から翌年1月17日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成23年1月17日までとします。なお、計算期間終了日に該当する日（「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

収益分配方針

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価損益を含みます。）の全額とします。なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金のうちその他収益調整金は、全額分配に使用することができます。

収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

申込手数料

申込手数料はかかりません。

信託報酬

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、信託約款に規定する計算期間を通じて毎日、前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までについて、前月の最終営業日の2営業日前の3ヵ月もの短期国庫債券の金利水準に応じ、信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た額とします。委託会社と受託会社との間の配分は別に定めます。

3ヵ月もの短期国庫債券金利が0.105%未満の場合	10,000分の 3
3ヵ月もの短期国庫債券金利が0.105%以上0.25%未満の場合	10,000分の10
3ヵ月もの短期国庫債券金利が0.25%以上の場合	10,000分の15

その他の費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクおよび留意点

当ファンドは、主に国内外の投資信託証券を主要投資対象としておりますので、投資する投資信託証券の基準価額の変動により、当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。

したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。また、預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。

以下の事項には、投資対象ファンドのリスクも含まれます。

価格変動リスク

投資信託の価格動向は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受けます。そのため、当ファンドの投資成果は、組入れ投資信託の価格変動があった場合、元本欠損を含む重大な損失が生じる場合があります。

金利変動リスク

公社債等は、市場金利の変動により価格が変動します。一般に金利低下時には価格が上昇し、逆に金利上昇時には価格が下落する傾向があります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行の条件等により異なります。

信用リスク

公社債等の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。発行体に経営不安、デフォルト（利払い・元本返済の不履行または遅延等）が生じた場合、またはそれらが予想される場合には、公社債等の価格が下落するリスクがあります。

流動性リスク

流動性リスクは、有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく希望する時期に希望する価格で売却することが不可能となることあるいは売り供給がなく希望する時期に希望する価格で購入することが不可能となること等のリスクのことをいいます。流動性リスクが小さい資産とは、注文執行後、希望価格で売却可能な資産のことをいいます。市場規模や取引量が小さい市場に投資する場合、また市場環境の急変等があった場合、流動性の状況によって期待される価格で売買できないことがあり基準価額の変動要因となります。

為替変動リスク

為替変動リスクは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価額が変動するリスクのことをいいます。外貨建資産を保有する場合、当該通貨と円の為替変動の影響を受け、損失が生じることがあります。当該資産の通貨に対して円高になった場合にはファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

当ファンドが投資する投資信託証券の外貨建資産について為替変動リスクの低減を図るため為替ヘッジが行われますが、リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があるほか、ヘッジコストの分だけ収益が低下することがあります。ヘッジコストとは、ヘッジする通貨の金利と円の金利との差に相当しますが、円の金利の方が低い場合には、このヘッジコストの分だけ収益が低下することになります。

デリバティブ取引のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、債券、金利関連のデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性や流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。実際の価格変動が見通しと異なった場合に、ファンドが損失を被るリスクを伴います。

デリバティブ取引の相手方に対する信用リスク

当ファンドの投資対象ファンドは、デリバティブ取引を行うことがありますが、これらの取引には相手先の決済不履行リスクが伴います。その際、他の相手方と同等のポジションを再構築するため、コストがかかり、ファンドが損失を被るリスクを伴います。

期限前償還リスク/期限延長リスク

当ファンドの投資対象ファンドは、期限前償還リスクを有する債券に投資することがあります。期限前償還とは、予定された定期償還のみならず、元本の一部または全部が予定外の事情によって償還されることをいいます。一般に、金利低下局面においては、ローンの借り換えの増加等を背景に期限前償還が増加する傾向があり、その際には、より低い金利で再投資することを余儀なくされるため、不利益を被ります。一方、金利の上昇局面においては、ローンの借り換えの減少等を背景に、期限前償還が予想以上に減少する可能性があります。期限前償還の影響を受ける債券は、その減少により残存期間が長期化する傾向があるため、金利が上昇するほど、値動きの幅が大きくなる場合があります。

ブローカーの信用リスク

当ファンドおよび投資対象ファンドの資産のなかで、取引の証拠金やプレミアム等を表す現金またはその他の資産は、先物ブローカーで保管されることがあります。当ファンドおよび投資対象ファンドの資産の全部または一部が保管されているブローカーの債務不履行によって、当ファンドおよび投資対象ファンドの資産の一部または相当の額が失われることがあります。

当ファンドおよび投資対象ファンド以外の投資運用を行うことによるリスク

投資対象ファンドの運用会社および委託会社は、当ファンドおよび投資対象ファンド以外にも金銭信託または他の投資信託等の運用を担っており、当該金銭信託または他の投資信託で行う売買ならびに先物取引等が、その結果として当ファンドおよび投資対象ファンドの利益に反することがあります。

その他の留意点

< 当ファンドの資産規模にかかる留意点 >

当ファンドの資産規模によっては、分散投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

< 収益分配金にかかる留意点 >

- ・ 計算期末に基準価額水準に応じて、信託約款(運用の基本方針3.)に定める収益分配方針により分配を行います。ただし、委託会社の判断により分配が行われなかった場合もあります。
- ・ 収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間中におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ・ 収益分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、収益分配金の支払後の純資産は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に収益分配金の支払を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比較して下落することになります。

< 受託会社の信用力にかかる留意点 >

受託会社の格付け低下、その他の事由によりその信用力が低下した場合には、為替取引その他の取引の相手方の提供するクレジット・ラインが削除される可能性があり、為替ヘッジその他の取引ができなくなる可能性があります。さらに、その場合には為替取引その他の取引に関して、適用される契約の条項にしたがい、すでに締結されている当該契約が一括清算される可能性もあります。これらの場合には、そのような事情がない場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

< 内包されるレバレッジ >

当ファンドおよび投資対象ファンドは、投資目的の資金借入は行いません。しかし、ヘッジ目的のために取引される先物取引等は、相対的に少ない証拠金で取引することが可能なことからレバレッジを内包している取引形態です。

<クーリング・オフについて>

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

<法令・税制・会計制度等の変更の可能性>

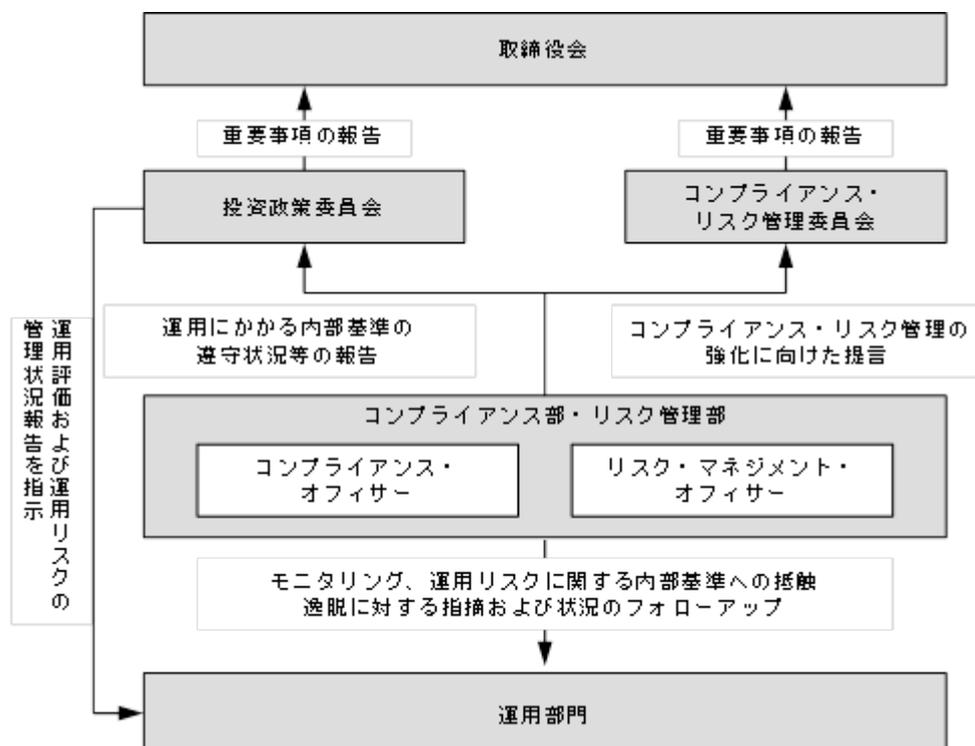
法令・税制・会計制度等は、今後変更される可能性もあります。

(2) リスク管理体制

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門における日々のモニタリングに加えて、運用部門から独立した組織体制においても行っています。

投資政策委員会 (原則毎月2回開催)	ファンドの運用計画案の審議、運用実績の評価、運用に関する法令および内部規則の遵守状況の確認、最良執行に関する方針の策定および確認を行っています。
コンプライアンス・リスク管理委員会 (原則毎月1回開催)	コンプライアンスおよびリスク管理にかかる審議・決定を行い、委託会社の法令遵守・リスク管理として必要な内部管理体制を確保します。
コンプライアンス・オフィサー	コンプライアンスの観点から、各部署の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。
リスク・マネジメント・オフィサー	運用リスクを含む、各種リスク要因の認識、評価、統制、残存リスクの把握を行い、リスクの軽減・管理に努めます。

運用リスクの管理は、以下の体制で行います。



(注) 上記の管理体制は平成26年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考) メロン・キャピタル社のリスク管理体制

<トラッキング・エラー設定によるリスク管理>

通貨運用に伴うリスクとしては、通貨の変動性、投資証券/カウンター・パーティ・リスク、外貨に投資を行うことによる経済リスク、トラッキング・エラー・リスクなどが存在します。メロン・キャピタ

ル社はこれらのリスクについて確立された、定量的な運用プロセスにより管理しています。ポートフォリオ構築にあたっては、リスク調整後の期待リターンを最大化を図る為にベンチマークに対するトラッキング・エラーの目標値を設定し、リスクを管理します。トラッキング・エラーによるリスク管理はポートフォリオの適切な分散を強いる一方、顕著なミスパリュエーションによる収益獲得機会が到来した際には、ポートフォリオがそのメリットを享受できる効率的なリスク管理方法です。

<通貨の相関性を勘案したリスク管理>

リスク管理は、ポートフォリオ構築のプロセスの一部として組み込まれています。通貨配分の最適化にあたっては独自のリスク・モデルを活用します。そのリスク・モデルは、米ドルとカナダドルなど、相関性が高い通貨についての配分を決める際などに活用されています。一定期間毎に、各通貨が取っているウエイトについてのリスク水準が測定されると共に、投資戦略の実行を行う直前にも、リスク・モデルを活用し、とらうとしているリスクの水準が適切であるか否か、推計します。

<運用チーム以外の部門によるリスク管理体制>

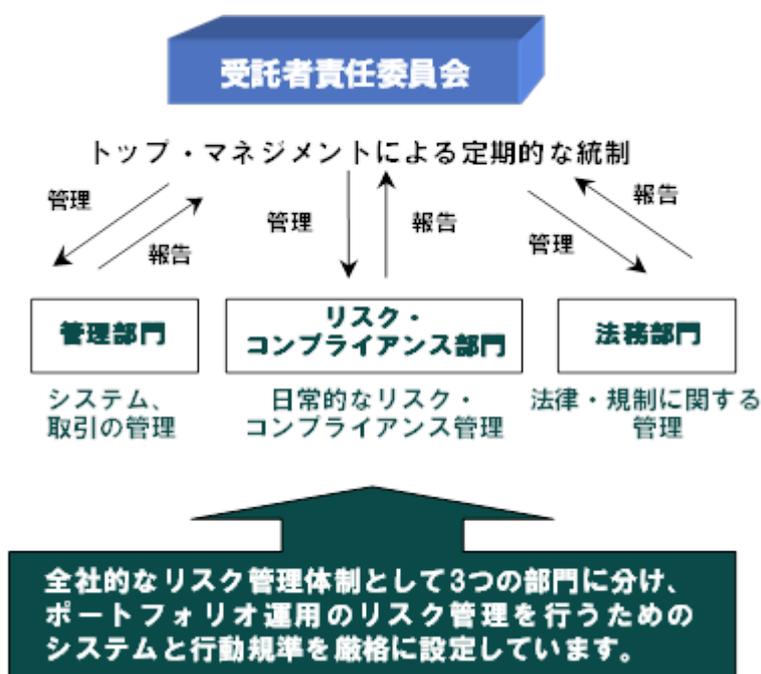
全社的なリスク管理体制として3つの部門に分け、ポートフォリオ運用のリスク管理を行うためのシステムと行動規準を厳格に設定しています。

管理部門は、情報システム、注文の発注・執行、デリバティブ取引の管理、リコンシリエーションなど発注前から、受渡までの管理を行います。

リスク・コンプライアンス部門は、日々の会社全般のリスク・コンプライアンスの把握、統制を行います。

法務部門は、各種法律・規制、その他契約などの管理を行います。

全ての部門は、トップ・マネジメントによる受託者責任委員会の下に管理されます。



(注) 上記のリスク管理体制は平成26年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定める申込手数料率^{*}を、取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。ただし、税引後の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として毎計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料となります。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

^{*}当該申込手数料は、消費税等相当額を含みます。

なお、本書提出日現在、申込手数料はかかりません。

(委託会社の照会先)

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号(代表) 03-6756-4600 (営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

当ファンドには、収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受取るコース（以下「分配金受取コース」といいます。）と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（以下「分配金再投資コース」といいます。）の2つのコースがあります。ただし、「分配金受取コース」は、本書提出日現在お取扱いしていません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.972%（税抜 0.9%）を乗じて得た額とし、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬および信託報酬にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

信託報酬の配分は、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.25%（税抜）	年率0.60%（税抜）	年率0.05%（税抜）

この他に、当ファンドが投資対象とする投資信託証券において、当該投資信託証券の管理報酬等がかかります。その詳細については、「【参考情報】投資する投資信託証券およびその概要」をご覧ください。

a．メロン・オフショア・ファンズ - 日興グローバル・カレンシー・ファンド（円建てファンド・オブ・ファンズ専用クラス）

・・・純資産総額に対して年率0.51%

b．BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）

・・・3ヵ月もの短期国庫債券金利の水準に応じ、純資産総額に対して年率0.0324%（税抜0.03%）～0.162%（税抜0.15%）

投資対象とする他のファンドを含めた実質的な信託報酬は、当ファンドの純資産総額に対して年率1.482%程度（概算）となります。

管理報酬等には年間最低報酬額が定められている場合もあるため、純資産総額によっては年率換算で上記の信託報酬率を上回る場合があります。

(4) 【その他の手数料等】

・ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびファンドの借入金利息。

・外貨建資産の保管費用。

・信託財産に関する租税および信託事務の処理等に要する費用および受託会社の立替えた立替金の利息。

・信託財産の財務諸表の監査にかかる費用（消費税等相当額を含みます。）は、委託会社が当該費用にかかる金額をあらかじめ合理的に見積もったうえ、計算期間を通じて毎日、一定率または一定金額にて計上するものとします。監査費用は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

(注) この他に、当ファンドが投資対象とする投資信託証券においても、上記費用に類する費用がかかります。その詳細については、「【参考情報】投資する投資信託証券およびその概要」をご覧ください。

その他の手数料等については、資産規模および運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記費用の総額につきましては、投資家の皆様の保有される期間等により異なりますので、表示することができません。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

確定拠出年金制度にかかる受益者に対する課税上の取扱い

確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用され、当ファンドの収益分配時、途中換金（一部解約請求）時および償還時における課税は行われません。

個別元本について

- a. 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が、当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座ごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税

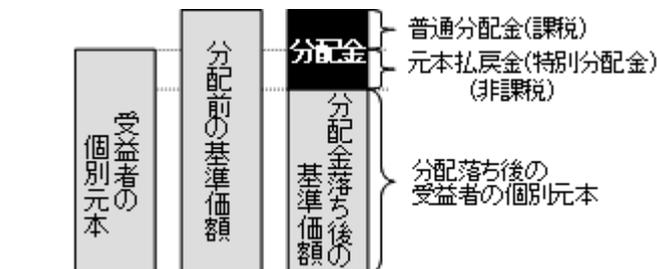
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

- a. 当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者ごとの個別元本」と同額の場合または当該個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



- b. 当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者ごとの個別元本」を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。



個人、法人別の課税の取扱いについて

所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

- a. 個人の受益者に対する課税

1. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得となり、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

2. 一部解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額または償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）は譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収口座）利用の場合は、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告は不要です。

3. 損益通算について

一部解約時もしくは償還時の差損（譲渡損）は、確定申告等を行うことにより、上場株式等（公募株式投資信託、特定株式投資信託（ETF）および特定不動産投資信託（REIT）などを含みます。）の譲渡益および上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り）との損益通算ができます。また、一部解約時もしくは償還時の差益（譲渡益）は、他の上場株式等の

譲渡損との損益通算ができます。ただし、特定口座（源泉徴収口座）利用の場合は、原則として確定申告は不要です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。なお、他の口座で生じた配当所得や譲渡損益との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

b. 法人の受益者に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の受益者ごとの個別元本超過額は、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。
- ・ 益金不算入制度は適用されません。

（注）「課税上の取扱い」の内容は平成26年6月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、内容が変更になることがあります。課税上の取扱い等については、税務専門家に相談することをお勧めします。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

（平成26年5月30日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	76,766,800	95.10
	日本	1,003,001	1.24
	小計	77,769,801	96.34
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		2,953,370	3.66
合計（純資産総額）		80,723,171	100.00

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成26年5月30日現在）

順位	銘柄名	国/地域	種類	数量（口）	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	メロン・オフショア・ファンズ - 日興グローバル・カレンシー・ファンド（円建てファンド・オブ・ファンズ専用クラス）	ケイマン諸島	投資信託受益証券	101,718,299	0.75	76,288,724	0.75	76,766,800	95.10
2	BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）	日本	投資信託受益証券	1,001,299	1.0017	1,003,001	1.0017	1,003,001	1.24

（注）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別投資比率

（平成26年5月30日現在）

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	96.34
合計	96.34

（注）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

<参考>メロン・オフショア・ファンズ - 日興グローバル・カレンシー・ファンド（円建てファンド・オブ・ファンズ専用クラス）の主要銘柄

（平成26年5月30日現在）

	銘柄	国	種類	償還期限	数量（米ドル）	取得価額（米ドル）	評価価額（米ドル）	投資比率（%）
1	US T-BILL 0.00 24JUL14	米国	国債証券	2014/07/24	6,000,000.00	5,999,790.00	5,999,724.00	67.98

2	US T-BILL 0.00 26JUN14	米国	国債証券	2014/06/26	2,000,000.00	1,999,972.78	1,999,932.00	22.66
---	------------------------	----	------	------------	--------------	--------------	--------------	-------

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 上記には、「円建てファンド・オブ・ファンズ専用クラス」以外の資産クラスに帰属する投資資産が含まれます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。(平成26年5月30日現在)

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。(平成26年5月30日現在)

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成26年5月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次のとおりです。

計算期間	年月日	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期末	(平成19年 4月20日)	2,072,472,090	2,072,472,090	1.0316	1.0316
第2期末	(平成20年 4月21日)	1,175,225,878	1,175,225,878	0.9009	0.9009
第3期末	(平成21年 4月20日)	440,850,612	440,850,612	0.7314	0.7314
第4期末	(平成22年 4月20日)	232,013,769	232,013,769	0.7951	0.7951
第5期末	(平成23年 4月20日)	168,668,075	168,668,075	0.8063	0.8063
第6期末	(平成24年 4月20日)	131,283,005	131,283,005	0.7750	0.7750
第7期末	(平成25年 4月22日)	108,799,750	108,799,750	0.7365	0.7365
第8期末	(平成26年 4月21日)	82,537,359	82,537,359	0.6819	0.6819
	平成25年 5月末日	103,786,886	-	0.7331	-
	平成25年 6月末日	102,805,739	-	0.7289	-
	平成25年 7月末日	99,785,688	-	0.7346	-
	平成25年 8月末日	96,318,183	-	0.7307	-
	平成25年 9月末日	96,062,889	-	0.7301	-
	平成25年10月末日	94,589,605	-	0.7186	-
	平成25年11月末日	93,079,236	-	0.7128	-
	平成25年12月末日	87,093,953	-	0.7063	-
	平成26年 1月末日	88,501,271	-	0.7193	-
	平成26年 2月末日	86,254,020	-	0.7101	-
	平成26年 3月末日	82,778,523	-	0.6867	-
	平成26年 4月末日	82,929,447	-	0.6851	-
	平成26年 5月末日	80,723,171	-	0.6822	-

(注) 月末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1期(平成18年 5月 8日～平成19年 4月20日)	0
第2期(平成19年 4月21日～平成20年 4月21日)	0
第3期(平成20年 4月22日～平成21年 4月20日)	0
第4期(平成21年 4月21日～平成22年 4月20日)	0
第5期(平成22年 4月21日～平成23年 4月20日)	0
第6期(平成23年 4月21日～平成24年 4月20日)	0
第7期(平成24年 4月21日～平成25年 4月22日)	0
第8期(平成25年 4月23日～平成26年 4月21日)	0

【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第1期(平成18年 5月 8日～平成19年 4月20日)	3.2
第2期(平成19年 4月21日～平成20年 4月21日)	12.7
第3期(平成20年 4月22日～平成21年 4月20日)	18.8
第4期(平成21年 4月21日～平成22年 4月20日)	8.7
第5期(平成22年 4月21日～平成23年 4月20日)	1.4
第6期(平成23年 4月21日～平成24年 4月20日)	3.9

第7期(平成24年 4月21日～平成25年 4月22日)	5.0
第8期(平成25年 4月23日～平成26年 4月21日)	7.4

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。なお、第1期については、前期末基準価額を1万口当たり10,000円として計算しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

(単位：口)

計算期間	設定口数	解約口数	残存口数
第1期(平成18年 5月 8日～平成19年 4月20日)	2,306,563,740	297,615,028	2,008,948,712
第2期(平成19年 4月21日～平成20年 4月21日)	248,285,568	952,799,523	1,304,434,757
第3期(平成20年 4月22日～平成21年 4月20日)	26,470,573	728,191,239	602,714,091
第4期(平成21年 4月21日～平成22年 4月20日)	5,733,397	316,648,699	291,798,789
第5期(平成22年 4月21日～平成23年 4月20日)	6,007,773	88,608,200	209,198,362
第6期(平成23年 4月21日～平成24年 4月20日)	12,821,069	52,626,712	169,392,719
第7期(平成24年 4月21日～平成25年 4月22日)	12,273,241	33,930,678	147,735,282
第8期(平成25年 4月23日～平成26年 4月21日)	10,237,605	36,930,256	121,042,631

(注1) 第1期の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

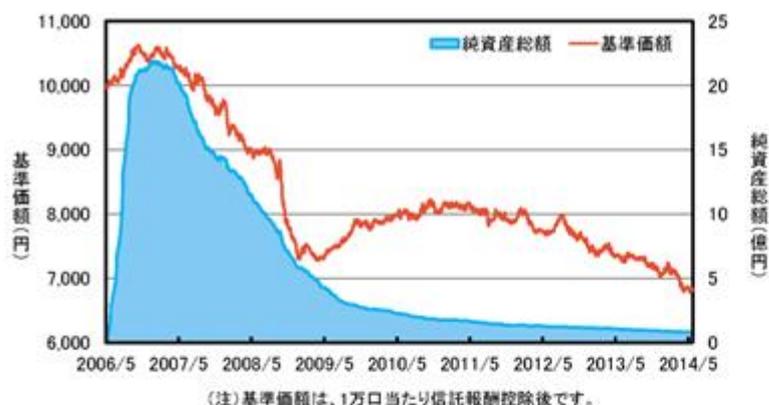
(注2) 上記数字は全て本邦内における設定および解約の実績です。

(参考情報) 運用実績

3 運用実績

(2014年5月30日現在)

基準価額・純資産総額の推移（設定日(2006年5月8日)～2014年5月30日）



2014年5月30日現在

基準価額	6,822円
純資産総額	0.80億円

分配の推移

2010年4月	0円
2011年4月	0円
2012年4月	0円
2013年4月	0円
2014年4月	0円
設定来累計	0円

(注) 1万口当たり、税引き前

主要な資産の状況

資産構成比率

	銘柄名	国/地域	種類	投資比率(%)
1	メロン・オフショア・ファンズー日興グローバル・カレンシー・ファンド (円建てファンド・オブ・ファンズ専用クラス)	ケイマン諸島	投資信託受益証券	95.10
2	BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド(適格機関投資家専用)	日本	投資信託受益証券	1.24

<参考>メロン・オフショア・ファンズー日興グローバル・カレンシー・ファンド(円建てファンド・オブ・ファンズ専用クラス)

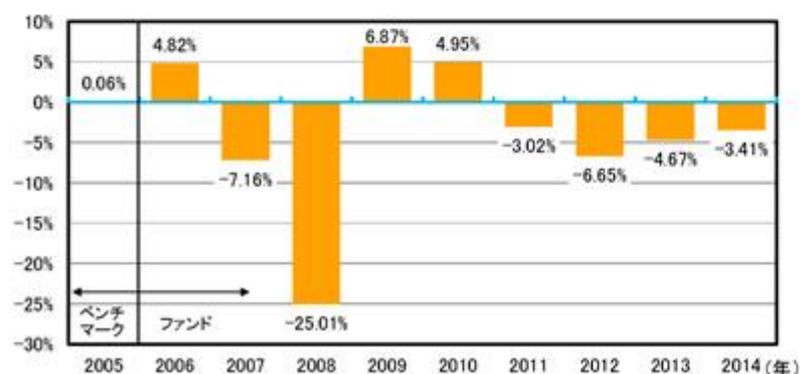
組入銘柄

	銘柄名	国/地域	種類	投資比率(%)
1	US T-BILL 0.00 24JUL14	米国	国債証券	67.98
2	US T-BILL 0.00 26JUN14	米国	国債証券	22.66

(注) 上記には、「円建てファンド・オブ・ファンズ専用クラス」以外の資産クラスに帰属する投資資産が含まれます。

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

年間収益率の推移（暦年ベース）



(注1) 2006年は設定日(5月8日)から年末までの収益率、2014年は5月末までの収益率です。
 (注2) 2005年は、ベンチマークの収益率です。
 (注3) ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

- ・ 運用実績等について、別途月次等で開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページで閲覧することができます。
- ・ 運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 取扱時間

申込みの受付は原則として午後3時までとし、これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、ニューヨークもしくはルクセンブルグの銀行の休業日には、お申込みできま

せん。また、信託財産の資金管理を円滑に行い、他の受益者間との公平性を維持するため、短期的取引と判断されるお申込み、ならびに大口のお申込みには制限を設ける場合がありますので、予めご了承ください。

(2) 受益権の申込み

「分配金再投資コース」

申込み単位は販売会社までお問い合わせください。

申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

申込金額（申込価額に取得申込口数を乗じて得た金額）と合わせて販売会社が定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額をお支払いいただきます。申込代金をご指定いただき、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を申込代金の中から差引かせていただきます。ただし、本書提出日現在、申込手数料はかかりません。

ご購入代金のお支払いに関しては、販売会社までお問い合わせください。

「分配金再投資コース」をお申込みの際には、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を結んでいただきます。

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行います。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(3) 取得申込みの中止

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金（解約）の受け付け

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が定める単位（1円単位もしくは1口単位）をもって一部解約の実行の請求をすることができます。

委託会社は、上記の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、ニューヨークもしくはルクセンブルグの銀行の休業日ならびに委託会社が別に定める日には、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

一部解約の実行の請求の受け付けは、原則として午後3時までとし、これらの受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。

上記の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行い、他の受益者間との公平性を維持するため、短期的取引と判断されるお申込み、ならびに大口のお申込みには制限を設ける場合がありますので、予めご了承ください。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。なお、受益証券をお手許で保有されている場合は、換金のお申込みの際に、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

(2) 解約の手取額

受益者の手取額は、一部解約の価額から、解約にかかる税金を差引いた金額となります（確定拠出年金制度にかかる受益者に対する課税はありません。）。解約代金は、解約の請求受付日から起算して7営業日目から販売会社の本・支店および営業所等で支払われます。

(3) 解約受付けの中止

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消すことができます。その場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱います。

(4) 買取り

販売会社までお問い合わせください。

(5) 償還時の受取り額

償還価額は、信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額です。受益者の受取金額は、償還価額から、償還にかかる税金を差引いた金額です。償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合には翌営業日）から起算して5営業日目までとします。）から、販売会社の本・支店および営業所等で受益者に支払います。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算定

当ファンドの基準価額とは、信託財産に属する資産（借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額の算出と公表

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日に算出され、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができるほか、翌日の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に「N M G C」として掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

（委託会社の照会先）

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号（代表）03-6756-4600（営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、無期限とします。ただし、下記「(5) その他 ファンドの解約または償還条件等」に該当する場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年4月21日から翌年4月20日までとします。

なお、計算期間終了日に該当する日（「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、下記「(5) その他 ファンドの解約または償還条件等」に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

ファンドの解約または償還条件等

a. 信託契約の解約

1. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

2. 委託会社は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券がその信託を終了させることとなる場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
 3. 委託会社は、上記1.および2.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 4. 上記3.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 5. 上記4.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記1.および2.の信託契約の解約をしません。
 6. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 7. 上記4.から6.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記4.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- b. 監督官庁の命令等による信託契約の解約
- 委託会社は、次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し信託を終了させます。
- ・委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ・委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき
- ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は下記「信託約款の変更等 e.」に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- ・受託会社の辞任もしくは解任に際し新受託会社を選任できないとき

信託約款の変更等

- a. 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託約款を変更します。この際、下記b.からf.の規定にしたがいいます。
- b. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、上記b.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- d. 上記c.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. 上記d.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記b.の信託約款の変更をしません。
- f. 委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g. 受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は上記b.からf.の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

その他の契約の変更

委託会社と販売会社との間の投資信託受益権の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、原則として1年ごとに自動的に更新され、また当事者の合意により変更することができます。

質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

信託業務の委託等

- a. 受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託会社の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- b. 受託会社は、上記 a. に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記 a. に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- c. 上記 a. および b. にかかわらず、受託会社は、下記1. から4. までに掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託会社および委託会社が適当と認める者（受託会社の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託会社のみ指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託会社が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
- 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
- 運用報告書の作成および交付
- 委託会社は、毎決算後および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。ただし、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者にお支払いします。

(2) 償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日））から起算して5営業日目までとします。）から受益者に支払います。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(3) 換金（信託の一部解約の実行）請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行により、委託会社に受益権の換金を請求することができます。（ただし、ニューヨークもしくはルクセンブルグの銀行の休業日ならびに委託会社が別途定める日には一部解約の請求はできません。）

(4) 信託契約の解約または信託約款の変更に対する反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。なお、この場合の受益権の買取価額は、公正な価格（当該受益権の解約価額に準じて計算された価額）とします。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（平成25年4月23日から平成26年4月21日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

日興メロン・グローバル・カレンシー・オープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 (平成25年4月22日現在)	第8期 (平成26年4月21日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,287,099	2,334,036
投資信託受益証券	106,368,749	80,638,531
未収利息	3	1
流動資産合計	109,655,851	82,972,568
資産合計	109,655,851	82,972,568
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	17,451
未払受託者報酬	30,069	23,089
未払委託者報酬	511,032	392,415
その他未払費用	315,000	2,254
流動負債合計	856,101	435,209
負債合計	856,101	435,209
純資産の部		
元本等		
元本	147,735,282	121,042,631
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	38,935,532	38,505,272
（分配準備積立金）	852,767	647,504
元本等合計	108,799,750	82,537,359
純資産合計	108,799,750	82,537,359
負債純資産合計	109,655,851	82,972,568

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期 (自 平成24年 4月21日 至 平成25年 4月22日)	第8期 (自 平成25年 4月23日 至 平成26年 4月21日)
営業収益		
受取利息	1,120	615
有価証券売買等損益	4,215,644	5,730,218
営業収益合計	4,214,524	5,729,603
営業費用		
受託者報酬	62,644	49,691
委託者報酬	1,064,733	844,548
その他費用	630,000	317,254
営業費用合計	1,757,377	1,211,493
営業損失()	5,971,901	6,941,096
経常損失()	5,971,901	6,941,096
当期純損失()	5,971,901	6,941,096
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	501,321	459,681
期首剰余金又は期首欠損金()	38,109,714	38,935,532
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,646,167	9,744,679
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,646,167	9,744,679
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,001,405	2,833,004
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,001,405	2,833,004
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	38,935,532	38,505,272

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	・ 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	・ 計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、前計算期間末日及び当計算期間末日が休業日のため、平成25年4月23日から平成26年4月21日までとなっております。 ・ その他 当該受益証券が投資している投資信託受益証券の売買は円建てで行っております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第7期 (平成25年4月22日現在)	第8期 (平成26年4月21日現在)
1. 受益権の総数	147,735,282口	121,042,631口
2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第55条の6第10号に規定する額	38,935,532円	38,505,272円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7365円 (7,365円)	0.6819円 (6,819円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第7期 (自平成24年4月21日 至平成25年4月22日)	第8期 (自平成25年4月23日 至平成26年4月21日)
1. 分配金の計算過程	計算期末における信託約款に規定する収益調整金(384,819円)及び分配準備積立金(852,767円)より、分配可能額は1,237,586円(1万口当たり83.75円)であります。分配を行っておりません。	計算期末における信託約款に規定する収益調整金(366,480円)及び分配準備積立金(647,504円)より、分配可能額は1,013,984円(1万口当たり83.75円)であります。分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、金銭債権・金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3)注記表」及び「(4)附属明細表」に記載しております。これらは、有価証券の運用による信用リスク、市場リスク(為替リスク・価格変動リスク・流動性リスク)に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては投資リスク管理に関する委員会を設け、運用リスクの管理を行っております。コンプライアンス・リスク管理部門は運用リスクの管理において、信託約款等の遵守状況や、市場リスク及び信用リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありませぬ。
--------------------	--

2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第7期 (自平成24年4月21日 至平成25年4月22日)	第8期 (自平成25年4月23日 至平成26年4月21日)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	1,837,967	3,810,319
合計	1,837,967	3,810,319

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本額の変動

項目	第7期 (平成25年4月22日現在)	第8期 (平成26年4月21日現在)
期首元本額	169,392,719円	147,735,282円
期中追加設定元本額	12,273,241円	10,237,605円
期中一部解約元本額	33,930,678円	36,930,256円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表（平成26年4月21日現在）

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
投資信託 受益証券	メロン・オフショア・ファンズ - 日興グローバル・カレンシー・ ファンド(円建てファンド・オブ・ ファンズ専用クラス)	105,673,474	79,635,530	
	BNYメロン・マネーポートフォリオ・ ファンド(適格機関投資家専用)	1,001,299	1,003,001	
合計		106,674,773	80,638,531	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは「メロン・オフショア・ファンズ - 日興グローバル・カレンシー・ファンド（円建てファンド・オブ・ファンズ専用クラス）」受益証券および「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」はこれらの投資信託受益証券です。なお、「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」は「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。これらの証券の状況は以下のとおりです。なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

1. 「メロン・オフショア・ファンズ - 日興グローバル・カレンシー・ファンド（円建てファンド・オブ・ファンズ専用クラス）」の状況

以下に記載した情報は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された財務書類の一部を抜粋・翻訳したものです。

「メロン・オフショア・ファンズ - 日興グローバル・カレンシー・ファンド」
（円建てファンド・オブ・ファンズ専用クラス）

貸借対照表

対象年月日	（平成26年4月17日現在）
科目	金額(円)
資産の部	
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	79,647,699
資産合計	79,647,699
負債の部	
未払費用	16,972
負債合計	16,972
純資産の部	
純資産合計	79,630,727
負債・純資産合計	79,647,699
1. 平成26年4月17日現在の口数 （円建てファンド・オブ・ファンズ専用クラス）	105,673,474口
2. 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額） （円建てファンド・オブ・ファンズ専用クラス）	0.7536円 (7,536円)

2. 「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」および「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」の状況

「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(平成26年4月18日現在)

資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	192,855,060
未収入金	2,940,000
流動資産合計	195,795,060
資産合計	195,795,060
負債の部	
流動負債	
未払解約金	2,939,999
未払受託者報酬	2,746
未払委託者報酬	13,715
流動負債合計	2,956,460
負債合計	2,956,460
純資産の部	
元本等	
元本	192,520,677
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	317,923
（分配準備積立金）	128,189
元本等合計	192,838,600
純資産合計	192,838,600
負債純資産合計	195,795,060

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	・親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	・貸借対照表は、平成26年4月18日現在のものであります。当該投資信託の計算期間は原則として毎年1月18日から翌年1月17日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成26年4月18日現在)
1. 受益権の総数	192,520,677口
2. 1口当たり純資産額	1.0017円
(1万口当たり純資産額)	(10,017円)

「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」は、「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、平成26年4月18日現在における親投資信託の状況は次の通りです。

「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」の状況

「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(平成26年4月18日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	29,173,283
国債証券	189,988,190
未収利息	15
流動資産合計	219,161,488
資産合計	219,161,488
負債の部	
流動負債	
未払解約金	8,577,212
流動負債合計	8,577,212
負債合計	8,577,212
純資産の部	
元本等	
元本	209,725,131
剰余金	
剰余金又は欠損金()	859,145
元本等合計	210,584,276
純資産合計	210,584,276
負債純資産合計	219,161,488

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>・国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売り気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額のいずれかで評価しております。</p> <p>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者との協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>・貸借対照表は、平成26年4月18日現在のものです。当該親投資信託の計算期間は原則として毎年1月18日から翌年1月17日までとなっております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成26年4月18日現在)
1. 受益権の総数	209,725,131口
2. 1口当たり純資産額	1.0041円
(1万口当たり純資産額)	(10,041円)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成26年5月30日現在）

種類	金額
資産総額	80,826,386円
負債総額	103,215円
純資産総額（ - ）	80,723,171円
発行済数量	118,331,414口
1単位当たり純資産額（ / ） （1万口当たり純資産額）	0.6822円 （6,822円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 投資信託受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

ありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成26年6月末現在）

資本金	7億9,500万円
発行可能株式総数	20,000株
発行済株式総数	15,900株
最近5年間にける主な資本金の額の増減	
最近5年間にける資本金の額の増減は	ありません。

(2) 委託会社の機構（平成26年6月末現在）

取締役会

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の賛成をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、増員または補欠によって選任された取締役の任期は、その他の取締役の残任期間と同一とします。

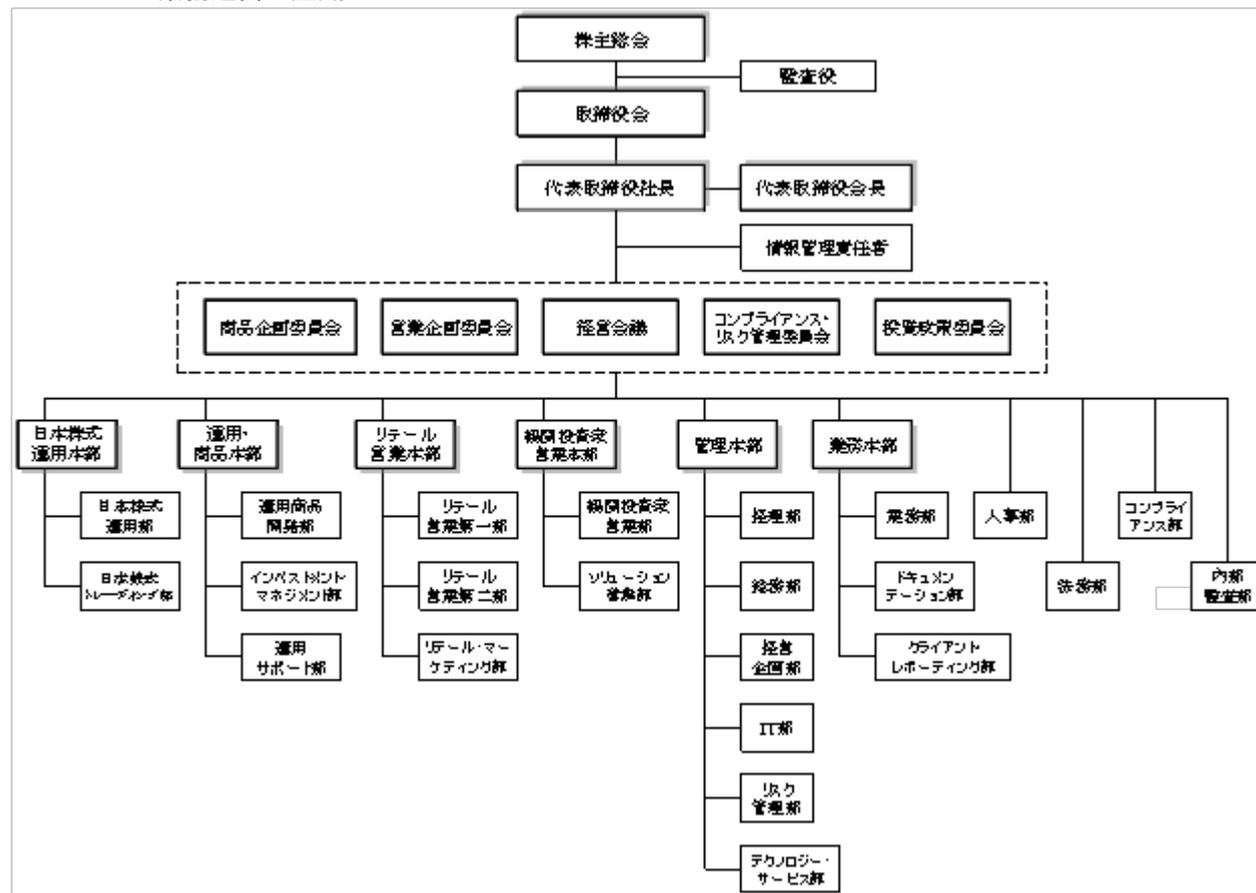
取締役会はその決議により、取締役中より代表取締役を選定し、取締役の中から役付取締役を選定することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役にさしつかえがあるときは、招集については管理担当取締役が、議長には、予め取締役会で定めた順序に従って他の取締役がこれにあたります。取締役会の招集通知は会日の一週間前までに発送します。また、取締役および監査役の全員の同意があるときは、特定の取締役会についてこの招集通知を省略し、またはこの招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務の執行について決定します。

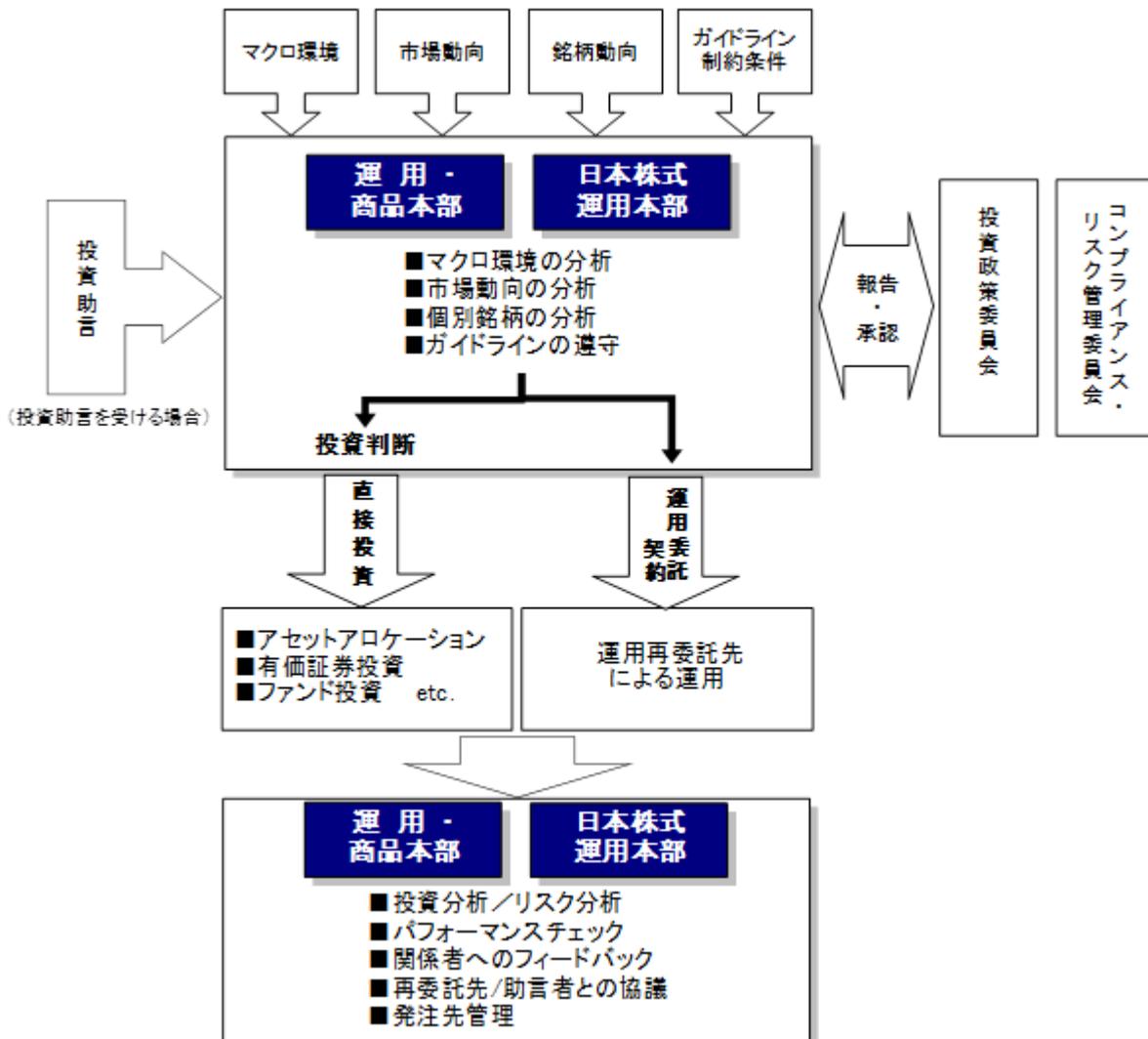
取締役会の議決は、取締役の過半数が出席し、その全員一致をもってこれを行います。

業務運営の組織



取締役会は、委託会社の業務執行に関する重要事項を決定します。代表取締役は、委託会社を代表し、全般の業務執行について統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、監査役は、会計監査および業務監査を行います。

（注）上記の組織図は平成26年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。
運用体制



- ・原則として毎月2回開催される投資政策委員会において、ファンドの運用ならびにファンドの運用の指図権限を委託している投資顧問会社の運用が、ファンドの投資基本方針、投資対象、投資制限および運用委託契約に沿う形で行われているか、遵守状況の確認等を行います。
 - ・B N Yメロン・グループ（「ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション」の傘下にある運用会社等のグループ企業）のリサーチ力・運用ノウハウを活用します。
- （注）上記の運用体制は平成26年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務及び第二種金融商品取引業を行っています。平成26年5月末現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計は次のとおりです。（ただし、親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産額合計 (百万円)
公募証券投資信託	27	116,944
追加型株式投資信託	26	116,876
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	1	68
私募証券投資信託	16	230,335
合計	43	347,279

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
なお、当事業年度（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する諸規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
3. 財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	2,173,962	1,655,399
未収委託者報酬	232,291	447,118
未収運用受託報酬	1,507,202	1,343,553
未収収益	73,764	42,833
未収入金	-	613,599
前払費用	27,340	38,277
仮払金	28,126	46,027
繰延税金資産	52,929	52,971
流動資産計	4,095,617	4,239,781
固定資産		
有形固定資産		
器具備品	*1 2,568	*1 2,810
リース資産	*1 8,358	*1 12,787
有形固定資産計	10,927	15,598
無形固定資産		
ソフトウェア	3,218	110,341
ソフトウェア仮勘定	90,902	22,095
電話加入権	228	228
無形固定資産計	94,349	132,665
投資その他の資産		
投資有価証券	43,514	3,077
長期差入保証金	148,307	142,386
長期前払費用	30,778	23,270
預託金	75	75
繰延税金資産	108,630	107,339
投資その他の資産計	331,305	276,149
固定資産計	436,582	424,412
資産合計	4,532,199	4,664,194
負債の部		
流動負債		
未払金	81,850	95,109
未払費用	1,476,038	1,465,389
リース債務	3,614	3,756
預り金	20,247	13,050
仮受金	10,301	18,223
未払法人税等	5,743	52,459
未払消費税等	7,684	11,899
賞与引当金	116,511	115,763
流動負債計	1,721,993	1,775,649
固定負債		
リース債務	5,341	9,783
退職給付引当金	251,083	301,255
役員退職慰労引当金	46,030	51,233
固定負債計	302,454	362,272
負債合計	2,024,448	2,137,922
純資産の部		
株主資本		
資本金	795,000	795,000
資本剰余金		
資本準備金	695,000	695,000
資本剰余金合計	695,000	695,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,015,334	1,036,222

利益剰余金合計	1,015,334	1,036,222
株主資本合計	2,505,334	2,526,222
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,417	49
評価・換算差額等合計	2,417	49
純資産合計	2,507,751	2,526,272
負債・純資産合計	4,532,199	4,664,194

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,241,212	2,628,111
運用受託報酬	5,269,003	4,982,312
その他営業収益	215,289	792,005
営業収益計	7,725,505	8,402,429
営業費用		
支払手数料	675,418	876,551
広告宣伝費	211,196	160,862
調査費	4,450,347	4,495,181
委託計算費	789	-
通信費	29,326	81,610
印刷費	15,970	21,873
協会費	10,564	10,520
その他の営業雑経費	10,344	9,866
営業費用計	5,403,958	5,656,465
一般管理費		
役員報酬	52,129	46,000
給与・手当	908,598	1,122,961
賞与引当金繰入額	464,311	477,415
退職給付費用	107,341	92,793
役員退職慰労引当金繰入額	7,210	5,203
退職金	600	1,343
交際費	3,091	8,653
旅費交通費	49,398	88,594
租税公課	13,900	14,938
不動産賃借料	139,716	143,562
事務委託費	353,447	407,538
固定資産減価償却費	9,806	21,181
諸経費	135,678	186,578
一般管理費計	2,245,230	2,616,764
営業利益	76,317	129,199
営業外収益		
受取利息	319	514
受取配当金	10,743	1,598
投資有価証券売却益	2,080	756
為替差益	47,047	-
その他	212	434
営業外収益計	60,404	3,303
営業外費用		
為替差損	-	286
支払利息	199	154
営業外費用計	199	440
経常利益	136,522	132,061
税引前当期純利益	136,522	132,061
法人税、住民税及び事業税	130,941	108,469
法人税等調整額	13,026	2,704
法人税等合計	117,915	111,173

当期純利益	18,606	20,888
-------	--------	--------

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	(自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	795,000	795,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	795,000	795,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	695,000	695,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	695,000	695,000
資本剰余金合計		
当期首残高	695,000	695,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	695,000	695,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	5,996,721	1,015,334
当期変動額		
剰余金の配当	4,999,993	-
当期純利益	18,606	20,888
当期変動額合計	4,981,386	20,888
当期末残高	1,015,334	1,036,222
利益剰余金合計		
当期首残高	5,996,721	1,015,334
当期変動額		
剰余金の配当	4,999,993	-
当期純利益	18,606	20,888
当期変動額合計	4,981,386	20,888
当期末残高	1,015,334	1,036,222
株主資本合計		
当期首残高	7,486,721	2,505,334
当期変動額		
剰余金の配当	4,999,993	-
当期純利益	18,606	20,888
当期変動額合計	4,981,386	20,888
当期末残高	2,505,334	2,526,222
評価・換算差額等		
当期首残高	5,649	2,417
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,232	2,368
当期変動額合計	3,232	2,368
当期末残高	2,417	49
純資産合計		
当期首残高	7,492,370	2,507,751
当期変動額		
剰余金の配当	4,999,993	-
当期純利益	18,606	20,888
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,232	2,368
当期変動額合計	4,984,618	18,520

当期末残高

2,507,751

2,526,272

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

器具備品 3年～20年

また、平成19年3月31日以前に取得したのものについては、従来の償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(3) 役員退職慰労引当金

将来の役員退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

*1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
器具備品	13,051千円	13,852千円
リース資産	8,247千円	4,449千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

1. 発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	15,900 株	-	-	-	-	15,900 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年8月20日 臨時株主総会	普通株式	4,999,993	314,465	平成24年3月31日	平成24年8月20日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

当事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

1. 発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	15,900 株	-		-		15,900 株

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

コピー機

(2) リース資産の減価償却方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は投資信託及び投資助言業務を行っています。これらの事業により生じる営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金の管理はきわめて重要であると認識しております。

事業推進目的のために自社設定の投資信託への投資を行っており、これらの運用方針につきましては取締役会へ報告を行い、管理しております。

これらの業務により生じた余剰資金の運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券の市場リスクについては、時価を定期的に把握することで管理を行っております。為替リスクについては、一定限度を超える預金残高について円転を行う等により管理を行っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件による場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成25年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額

(1)現金・預金	2,173,962	2,173,962	-
(2)未収委託者報酬	232,291	232,291	-
(3)未収運用受託報酬	1,507,202	1,507,202	-
(4)未収収益	73,764	73,764	-
(5)長期差入保証金	148,307	101,146	47,161
(6)投資有価証券 その他の有価証券	43,514	43,514	-
資産計	4,179,042	4,131,879	47,161
(1)未払費用	1,476,038	1,476,038	-
負債計	1,476,038	1,476,038	-

当事業年度（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,655,399	1,655,399	-
(2)未収委託者報酬	447,118	447,118	-
(3)未収運用受託報酬	1,343,553	1,343,553	-
(4)未収収益	42,833	42,833	-
(5)未収入金	613,599	613,599	-
(6)長期差入保証金	142,386	101,228	41,157
(7)投資有価証券 その他の有価証券	3,077	3,077	-
資産計	4,247,968	4,206,810	41,157
(1)未払費用	1,465,389	1,465,389	-
負債計	1,465,389	1,465,389	-

（注1）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収収益、(5) 未収入金

これらは、短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(6) 長期差入保証金

長期差入保証金については、返還予定時期に基づき、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローをその期間に応じた無リスクの利率で割り引いた現在価値によっております。

(7) 投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらの時価は公表されている基準価格によっております。

負 債

(1) 未払費用

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	2,173,962	-	-	-
未収委託者報酬	232,291	-	-	-
未収運用受託報酬	1,507,202	-	-	-
未収収益	73,764	-	-	-
長期差入保証金	-	-	148,307	-
合 計	3,987,220	-	148,307	-

当事業年度（平成26年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)

現金・預金	1,655,399	-	-	-
未収委託者報酬	447,118	-	-	-
未収運用受託報酬	1,343,553	-	-	-
未収収益	42,833	-	-	-
未収入金	613,599	-	-	-
長期差入保証金	-	-	142,386	-
合 計	4,102,504	-	142,386	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（平成25年3月31日現在）

(単位：千円)

区 分	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	41,549	37,613	3,935
	小 計	41,549	37,613	3,935
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	1,965	2,000	35
	小 計	1,965	2,000	35
合 計		43,514	39,613	3,900

当事業年度（平成26年3月31日現在）

(単位：千円)

区 分	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	3,077	3,000	77
	小 計	3,077	3,000	77
合 計		3,077	3,000	77

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

種 類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
投資信託受益証券	62,453	2,335	255

当事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

種 類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
投資信託受益証券	37,369	1,029	272

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
退職給付引当金期首残高	200,142千円	251,083千円
退職給付費用	84,085千円	64,863千円
退職給付の支払額	33,144千円	14,691千円
退職給付引当金期末残高	251,083千円	301,255千円

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)	当事業年度 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)
勤務費用	84,085千円	64,863千円

確定拠出年金制度に基づく要拠出額	23,256千円	27,929千円
退職給付費用	107,341千円	92,793千円

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
未払費用否認	6,616 千円	6,888 千円
未払事業税	1,804 "	3,286 "
未払地方法人特別税	222 "	1,539 "
賞与引当金	44,286 "	41,257 "
退職給付引当金	89,486 "	107,367 "
役員退職慰労引当金	16,405 "	18,259 "
敷金償却	4,220 "	6,331 "
繰延税金資産小計	163,042 千円	184,930 千円
評価性引当額	-	24,591 千円
繰延税金資産合計	163,042 千円	160,339 千円
繰延税金負債		
投資有価証券	1,482 千円	27 千円
繰延税金負債計	1,482 千円	27 千円
繰延税金資産の純額	161,559 千円	160,311 千円

2. 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	38.0 %	38.0 %
(調整)		
住民税均等割	1.7	1.7
役員賞与	34.2	12.2
交際費否認	2.3	6.8
評価性引当額の増減	-	19.9
税率変更による	-	2.7
期末繰延税金資産の減額修正	-	2.7
その他	10.1	2.9
税効果適用後の法人税等の負担率	86.4	84.2

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）の施行に伴い、「復興特別法人税に関する政令の一部を改正する政令」（平成26年政令第151号）が平成26年3月31日に公布されたことにより、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異について、当社が使用した法定実効税率は38.0%から35.6%に変更されております。この結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は3,522千円減少し、法人税等調整額の金額が3,522千円増加しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	2,241,212	5,269,003	215,289	7,725,505

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

日本	ヨーロッパ	アメリカ	その他	合計
3,282,196	526,999	3,912,016	4,293	7,725,505

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	3,734,432	投資運用業

当事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	2,628,111	4,982,312	792,005	8,402,429

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

日本	ヨーロッパ	アメリカ	その他	合計
3,710,799	14,819	4,448,230	228,580	8,402,429

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	4,241,427	投資運用業

(関連当事者との取引)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 兄弟会社等

前事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) の割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会社	BNYメロン・ インターナショナル・ マネジメント・リミテッド	英領 西インド 諸島 ケイマン 諸島	\$31.30	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任 契約に係る 取引の 収入(注1)	3,732,932	未収運用 受託報酬	973,556
親会社 の子会社	ニュートン・ インベストメント・ マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン	\$248.00	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	389,137	未払費用	193,776
親会社 の子会社	メロン・キャピタル・ マネジメント・ コーポレーション	米国 サンフラン シスコ	\$297.68	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	888,858	未払費用	229,220
親会社 の子会社	スタンディッシュ・ メロン・アセット・ マネジメント・ カンパニー	米国 ボストン	\$287.45	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	1,128,906	未払費用	313,670
親会社 の子会社	ザ・ボストン・ カンパニー アンド・リミテッド	米国 ボストン	\$1,664.49	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	275,113	未払費用	58,974
親会社 の子会社	インサイト・ インベストメント・ マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン	46.2	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	351,557	未払費用	137,245
親会社 の子会社	ウルダン・ セキュリティーズ・ マネジメント インク	米国 ペンシル バニア	\$2.7	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	160,641	未払費用	65,938
親会社 の子会社	ウォルター・スコット アンド パートナーズ・ リミテッド	英国 エジンバラ	0.02	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	415,218	未払費用	226,156

当事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) の割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会社	BNYメロン・ インターナショナル・ マネジメント・リミテッド	英領 西インド 諸島 ケイマン 諸島	\$31.30	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任 契約に係る 取引の 収入(注1)	3,894,572	未収運用 受託報酬	881,819
親会社 の子会社	メロン・キャピタル・ マネジメント・ コーポレーション	米国 サンフラン シスコ	\$297.68	資産運用 業務	なし	サービス 受入	業務受託 報酬 (注2)	346,855	未収入金	346,855
親会社 の子会社	メロン・キャピタル・ マネジメント・ コーポレーション	米国 サンフラン シスコ	\$297.68	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	969,746	未払費用	223,428
親会社 の子会社	スタンディッシュ・ メロン・アセット・ マネジメント・ カンパニー	米国 ボストン	\$287.45	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	990,069	未払費用	237,074
親会社 の子会社	ザ・ボストン・ カンパニー アンド・リミテッド	米国 ボストン	\$1,664.49	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	299,149	未払費用	64,566
親会社 の子会社	インサイト・ インベストメント・ マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン	46.2	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	386,908	未払費用	91,638
親会社 の子会社	BNYメロン・ インベストメント・ マネジメント・ HK・リミテッド	中華人民 共和国 香港	63.5	資産運用 業務	なし	サービス 提供	業務受託 報酬 (注2)	201,704	未収入金	201,704
親会社 の子会社	ウォルター・スコット アンド パートナーズ・ リミテッド	英国 エジンバラ	0.02	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	665,005	未払費用	371,369

(注1) 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っています。

(注2) 業務受託報酬については、当社が提供する役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出しております。

2. 親会社に関する注記

B N Yメロン・インベストメント・マネジメント(A P A C)ホールディングス・リミテッド(非上場)
 同社は、平成26年3月25日より会社名を旧社名(B N Yメロン・インベストメント・マネジメント(アジア パシフィック)ホールディングス・リミテッド)より変更しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)	当事業年度 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	157,720円21銭	158,885円04銭
1株当たり当期純利益金額	1,170円23銭	1,313円71銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため、記述していません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)	当事業年度 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)
当期純利益(千円)	18,606	20,888
普通株式に係る当期純利益(千円)	18,606	20,888
期中平均株式数	15,900	15,900

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
定款の変更は、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。また、訴訟はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三井住友信託銀行株式会社

資本金の額：342,037百万円（平成26年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<参考：再信託受託者の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成26年3月末現在）

資本構成：株式会社りそな銀行33.33%、
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社66.66%

業務の内容：銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称：S M B C日興証券株式会社

資本金の額：10,000百万円（平成26年3月末現在）

事業の内容：「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行っています。なお、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。
- (2) 販売会社：ファンドの募集・販売の取扱いを行い、一部解約に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払等に関する事務等を行います。

3【資本関係】

- (1) 受託会社：該当事項はありません。
- (2) 販売会社：該当事項はありません。

第3【参考情報】

当会計期間における、当ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる提出書類は、以下のとおりです。

提出年月日	書類名
平成25年 7月22日	有価証券報告書
平成25年 7月22日	有価証券届出書
平成26年 1月21日	半期報告書
平成26年 1月21日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成26年6月10日

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 通教
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月11日

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興メロン・グローバル・カレンシー・オープンの平成25年4月23日から平成26年4月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興メロン・グローバル・カレンシー・オープンの平成26年4月21日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。